

ヨーロッパで紹介してきました 四国遍路を



宍戸 栄徳

香川大学名誉教授
(NPO 遍路とおもてなしのネットワーク
事務局長)

Harunori
Shishido

1 本年(2017年)7月21日～9月24日の間、スペインのサンティアゴ・デ・コンポステラの大聖堂の前にある巡礼博物館(Museo de las Peregrinaciones y de Santiago)を会場に「四国八十八箇所靈場と遍路道」世界遺産登録推進協議会の主催で四国遍路展(Camino de Shikoku)が開催され、共催者であるNPO法人遍路とおもてなしのネットワークのメンバーとして現地を訪れました。

サンティアゴ大聖堂はキリスト12使徒の一人聖ヤコブ(スペイン語でサンティアゴ)を祭り、サンティアゴ巡礼者が目指す最終目的地です。1,200年前から続き1,200kmに及ぶ巡礼は四国遍路とよく似ています。大聖堂の5km足らず手前の「歓喜の丘」(Monte do Gozo)に達すると、はじめて大聖堂の姿を見ることができ、巡礼者は歓喜すると言われています。サンティアゴ巡礼路は1993年には世界遺産に登録されています。世界遺産登録を目指す四国遍路がいろいろな取り組みを行うに当たりサンティアゴ巡礼の先例を参考にしています。

2 四国遍路展は、巡礼を終え大聖堂に到着したばかりの巡礼者に四国遍路を知って貰い、次の巡礼の地として四国遍路を選んで歩いて貰おうという意図で開催しました。近年、ヨーロッパを含め外国からの四国遍路の来訪者は増加しています。2016年7月～2017年6月の1年間の歩き遍路結願者は2,700名以上いましたが、そのうちの約12%は外国人でした。この数字は前山おへんろ交流サロンで歩き遍路での結願者に対してお渡ししている遍路大使任命書の発行数によります。

外国人遍路の方と話をすると多くはサンティアゴ巡礼を体験しており、巡礼中などに四国遍路の存在を知って興味を持ち、四国遍路をするために四国に来ています。彼らが四国遍路を終えたときに感想を聞くと、「精神的なものを感じる」「お接待など人々との触れあいに感動した」「風景や食べ物が素晴らしい」などの賞賛の言葉を返してきます。

彼らがそれぞれ国に帰って四国での素晴らしい体験を語ってくれれば四国や日本の印象が良くなり、それが四国遍路の世界遺産化にも好影響を与えると思います。それどころか彼らは遍路中もSNSなどを通じて遍路の魅力を世界中に発信しています。四国遍路経験者の紹介で四国遍路に来ている外国人も多くいます。

3 四国遍路展が閉会し、入場者数の統計が届きました。会期中の総入場者数は9,089名でした。開館日数は休館日の月曜日を除くと57日になるので、1日平均の入場者数は約160名になります。国別のデータもあり、ドイツ648名、フランス626名、イタリア623名、アメリカ602名の4カ国が600名を超しています。日本人も161名が観覧しています。

四国遍路展の開催を全面的に協力してくれたスペイン側の責任者は開会前には総入場者を5,000人程度ではないかと予測していたので、大変驚くと共に喜んでいました。

巡礼博物館の館長は、多くの観覧者から「四国遍路に興味を持った」「ぜひ四国遍路をしたい」との話を聞いたと語っています。

4 四国遍路展のためにヨーロッパを訪問するとき、フランス、イタリア、スペインの各国で各2回合せて6回、四国遍路を紹介する集会を開催し参加者からは熱心な質問をいただきました。何人かは四国遍路をするための具体的な計画を立てようとされて連絡をしてきました。

これからも増加すると思われる外国人遍路が四国の人々との交流を通じて四国遍路そして日本文化をより深く理解し、四国遍路が世界遺産に登録されることを期待しています。このような状況に応えられる受入れ体制ができているかというとはなはだ心許ない状況です。日本語の分からず外国人でも安心して歩ける遍路道にするための努力を引き続き行わなければならぬと改めて感じています。

中央会だより

県内経済団体と協会けんぽが健康づくり推進に向けた連携で協定結ぶ



▲締結式の様子

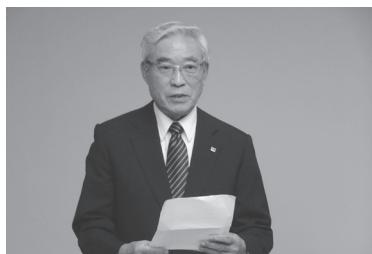
し、4通の協定書にそれぞれ署名しました。

挨拶に立った国東会長は「この度の協定の締結により、傘下350団体約3万社のネットワークを通じ、健康づくり推進に関する諸情報を発信し、県内中小企業の健康経営への取組支援を推進していきたい」と協力を約束しました。

10月6日、本会を含む県内経済3団体と全国健康保険協会(協会けんぽ)香川支部において「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する協定」を結び、高松商工会議所(高松市)で締結式が行われました。

協定書の締結は県内の事業所の事業主及び従業員の健康づくりの推進に向けた相互の連携、協力が目的で、健康経営・健康づくりの取組促進に向けた啓蒙活動、健康診断の受診促進を内容としています。

締結式には本会・国東照正会長のほか、県商工会議所連合会・渡邊智樹会長、県商工会連合会・篠原公七会長、協会けんぽ香川支部・美馬崇志支部長が出席



▲挨拶する国東会長

会員ニュース

笑顔が集う、まちの駅「Smile's」を開設

高松ライオン通商店街振興組合

10月1日、高松ライオン通商店街振興組合は、同商店街内のまちの駅「Smile's」において商店街内におけるペットの散歩マナー向上を目的に「愛犬のお灸教室」を開催しました。

獣医師、鍼灸師の先生より愛犬へのお灸方法や優しい接し方等についてユーモアを織り交ぜながら説明され、参加者は楽しく受講していました。

今回、会場となったまちの駅「Smile's」は、約50m²の広さがあり、当組合が、組合員のために必要な共同事業の実施や地区内の環境の整備改善を図るための場所として今年8月にオープンしました。

当組合の松山千恵子理事長は「商店街では海外からのお客様も増え、国籍や年齢等関係なく、来ていただいた方が笑顔になれるようにと『Smile's』をテーマに当組合ホームページをリニューアルし、あわせてこの度、まちの駅『Smile's』を開設しました。地域に愛される商店街の拠点となるようなスペースとしてまちの駅『Smile's』を今後も活用していきたいです」と語っていました。



▲まちの駅「Smile's」



▲リニューアルしたホームページ

まちの駅「Smile's」(高松ライオン通4番街)

利用時間■午前10時～午後8時

施設貸出使用料■8,500円／1日

※その他組合利用規約による

組合ホームページ「Smile's」

URL: <http://www.lion-douri-shoutengai.com/>

お問い合わせ先■TEL.087-851-2421(組合事務所)

三井生命保険株式会社高松支社からのお知らせ

香川県中央会 共済制度普及キャンペーン実施中! 11月・12月は共済制度加入促進キャンペーン月間

本会では、中小企業・小規模事業者の健全な発展を図るために、三井生命保険株式会社と連携し共済制度普及キャンペーンを実施しています。会員組合ならびに組合員の皆様におかれましてはこの機会に是非ご利用ください。

～三井生命 高松支社長からのご挨拶～



お世話になっております。

三井生命 高松支社長の柴田直樹と申します。弊社では昨年度より香川県中央会会員組合の所属組合員様向けに「オーナーズプラン」、また所属組合員に勤務する役員・従業員様向けに「パートナーズプラン」の取扱いをスタートさせていただいております。

「オーナーズプラン」、「パートナーズプラン」は団体扱^{*}月払契約となり、一般扱(口座振替扱月払)よりも割安な保険料にてご契約いただけます。会員組合に所属する組合員および組合員に勤務する役員様・従業員様にとって少しでもお役に立てる商品と思っております。つきましては弊社担当者訪問の折には何卒ご見賜りますようお願い申し上げます。

「オーナーズプラン」とは……香川県中央会の会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)をご契約者とする生命保険です。

「パートナーズプラン」とは……香川県中央会の会員組合に所属する組合員(法人または個人事業主)に勤務する役員・従業員をご契約者とする生命保険です。

*香川県中小企業団体中央会団体扱とは、香川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

※詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。

ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」を必ずご覧ください。

【お問い合わせ】

三井生命保険株式会社 高松支社

〒760-0026 高松市磨屋町2-8 あなぶきセントラルビル6F

TEL:087-851-3531

<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



B-2017-1361(2017.11) 使用期限 2018.3.31

香川労働局からのお知らせ 1

必ずチェック最低賃金! 使用者も 労働者も



平成29年10月1日から!

※産業によっては、これとは別に特定最低賃金が定められているものがあります。

【最低賃金に関するお問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室

TEL.087-811-8919

香川労働局からのお知らせ 2

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、**平成30年4月1日**から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

また、下記の2点についても併せてご確認ください。

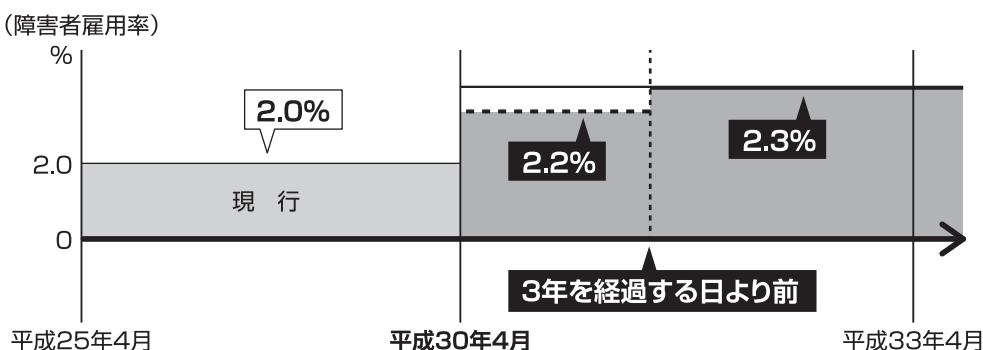
①障害者雇用を義務づけられる民間企業は、「従業員50人以上」と従来定められていましたが、今回の改正に伴い、これを「**45.5人以上**」に範囲拡大します。

また、対象となる事業主には以下の2点が義務付けられます。

- 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告すること。
- 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めること。

②平成33年4月までには、更に**0.1%引き上げ**となります。

具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされる予定です。また、2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



企業が障害者を雇用するにあたり、国は各種助成金や職場定着のための人的支援等、様々な支援メニューを用意しています。「今後障害者を雇用していく予定なので、雇用環境や制度を整備したい」「障害者と一緒に働くうえで、どのようなことに気をつけるべきかわからない」などお悩みの方は、まずは事務所管轄のハローワークにお問い合わせ下さい。

国家公務員倫理審査会からのお知らせ

12月1日～7日は「国家公務員倫理週間」です！

国家公務員倫理審査会では、12月1日から7日までを「国家公務員倫理週間」に設定し、各種啓発活動を行うこととしています。

企業の皆様と国家公務員が接触する際、国家公務員には一定のルールがあります。

「利害関係者」(契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者等)との間で、例えば以下の行為が禁止されています。

- ・金銭、物品等の贈与を受けること
- ・無償の役務提供を受けること(社用車による送迎など)
- ・供応接待を受けること(「割り勘」による飲食は可能)

また、「利害関係者」以外の事業者等との間でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止されています。

その他にも禁止行為・行為規制があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイトをご参照下さい。

<http://www.jinji.go.jp/rinri/>

なお、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

◆公務員倫理ホットライン◆

TEL.03-3581-5344 (土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15)

<http://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.htm>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられるなど、通報により不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

【担当】

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3 TEL.(代表) 03-3581-5311

香川県からのお知らせ

旅行サービス手配業(ランドオペレータ)登録制度がスタートします

●改正旅行業法の施行日(平成30年1月4日)以降、登録をせずに旅行サービス手配業の営業活動を行うと、無登録営業として、法律により処分されます。(旅行業法第74条)

●香川県に主たる営業所のある旅行サービス手配業者の方の登録の申請先は香川県となります。登録に係る必要な書類等をお送りしますので、事前に電話でご連絡をください。

【香川県交流推進部交流推進課旅行業担当】

TEL.087-832-3389 FAX.087-835-5210

メールアドレス kouryu@pref.kagawa.lg.jp

売上高は上昇しているが、 全般的な経営コストの負担増が一層顕在化している

2017年9月

製造業	食料品	<ul style="list-style-type: none"> 人材不足が深刻化している。(惣菜) 8月は天候に恵まれ前年並であったと報告したが、東日本は所により天候不順であったため一部で苦心したようである。(製粉製麺) 出荷高は、前年同月比90.1%であった。(調理食品) 外食店での値上げと量販店での値下げが始まっている。冷食メーカーでは、人件費、原材料費、運賃などが軒並み上昇となっているため価格の取り決めについては熟考していきたい。別途、10月18日は冷凍食品の日となっており、協会などでは様々な催しが予定されているため、それらによる普及向上を期待したい。(冷凍食品) 組合員の売上高は、停滞が続いている。当組合は上半期(4月～9月)決算の時期に入っているが、生揚出荷量は前年同期比94%程度で推移している。Non-GMO脱脂大豆、輸入小麦の原材料価格が比較的低位に落ちている。原材料価格水準が低い状況から、多少の剩余金が見込まれるのではないかと予測している。(醤油)
	繊維・同製品	<ul style="list-style-type: none"> 秋冬用手袋の受注は終盤を迎えたが、発注(百貨店等)が遅く、納期が10月末頃に集中しているため、対前年比減にもかかわらず生産が遅れている。ここ数年の販売不振は本年も改善の様子はなく厳しい状況が続いている。(手袋)
	木材・木製品	<ul style="list-style-type: none"> 製材は、入荷出荷とも堅調である。プレカットは、注文が5%増加している。市場は、全体としてやや上向き基調にある。(製材) 景気と同様に大きな変動はなく横ばいで、今後に期待したい。(木材)
	印刷	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所とも売上、販売価格共に現状維持している。紙の値上げについては、今回は保留のままで、実施は先送りされている模様である。(印刷)
	窯業・土石製品	<ul style="list-style-type: none"> 市況の改善は進んでいる。業界の環境も各協組の共販を継続実施しており、少しずつ改善に向かっている。(生コン) 9月16日で終了した「むれ源平石あかりロード」は、例年より夜が過ごしやすい気温であったため、平日の来場者も多く、全体としては好調であった。期間中の石あかり販売予約状況も良好であった。(石材加工)
	鉄鋼・金属製品	<ul style="list-style-type: none"> 激動の政局が経済の停滞を招くことは勘弁して欲しいところである。中小企業振興は、より一層力点を置いてもらいたいと思う。特に慢性的な人手不足は、緊急の課題であり、地方からの流出を止める手立てを講じて頂ければ幸いである。(鍛金)
	一般機器	<ul style="list-style-type: none"> 県内の中小零細企業の内、建築用鉄工加工、組立工事は、8月半ばより自動車修理工場、店舗事務所の新築、改修工事が増加して、需要の落ち込みから短期間ではあるが増加へと転じた。土木、建設鉄工主体の事業所は、大手ゼネコンによる瀬戸内沿岸及び県内の公共工事、民需の受注により、下請工場の手持ち工事量は1年分以上を確保し、繁忙期に入ってきた。価格は長期にわたり安値で低迷していたが、徐々にではあるが値上がりした。(値上がり幅10～20%)要因としては鋼材の値上がり、雇用環境の変化、人材の確保難、人手不足と社会保険の法制化指導による福利厚生費の負担増が価格に上乗せされた。建設用クレーンは、海外市場の低迷により減少はしているが、国内需要は引き続き順調に推移、中でも高所作業車が好調である。ただし、生産、売上共に横ばいである。県内中小部品機械加工、下請加工工場は、引き続き輸出産業の好調さから順調な生産体制を続けている。造船関連事業は、外航造船に新規受注が低調に推移しており、今後操業度の引き下げがなされないか懸念された。しかし、ここ1～2ヶ月の間にバラ積船の受注が徐々にではあるが増えて、1年間は仕事量が確保された。さらに、海運、造船の国際的なCO₂環境規制の取組みの影響による新規建造が見込める。(一般産業用機械・装置)
	輸送用機器	<ul style="list-style-type: none"> 9月でスポット工事が終わる予定でしたが、まだ工事量があるので、人員は安定しています。(造船)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 全般的に大きな変動は今のところないようです。今年から県・市との共同でオリンピック、パラリンピックに向けてのPR事業を実施していますが、こちらの方も動きはありません。(団扇) 9月の業況は、月の前半から後半に向かって改善していきました。防衛省の布団加工に加えて小売業者の動きも活発になりました。雇用人員も増やし、設備操業度も増加しています。(綿寝具)
非製造業	小売業	<ul style="list-style-type: none"> 野菜の出荷数量が増え、市場の価格も安値続きとなっている。この状況は、台風等の被害でもない限り、当分は変わらない模様である。(青果物) 9月中旬に原油上昇、円安の影響から元売業者の卸売価格が4円上昇したが、小売価格への転嫁は3円程度となっており、引き続き、小売店の負担は大きくなっている。(先月までの転嫁不足1円もあり、負担は大きい。)県下でも地区によって小売価格の差がある。県外から安売り業者が出て来ている坂出地区は、厳しい状況である。(石油) 猛暑でエアコン、冷蔵庫が前年と比較して10%程度アップした。9月に入り目立った動きはなく、落ち着いた状況である。これから地域家電店は、経営者の高齢化と後継者不足のため衰退が心配である。(電機)

9月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-16.7ポイントで前月調査の-18.8ポイントから2.1ポイントの改善となつた。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-14.6ポイントで前月調査の-27.1ポイントから12.5ポイントの改善となつた。収益DI値は-20.8ポイントで前月調査と同様の結果となつた。先月に続き、天候不順に伴い生鮮品の価格高騰が継続し、売上高、販売価格を押し上げている。一方、人件費の上昇や運送料の値上げ等の影響も出ており、経営コストの負担増が顕在化している。

非製造業	商店街	<ul style="list-style-type: none"> 例年より早めに涼しく秋を感じさせる気候にアパレルや雑貨の季節商品は好調に推移すると考えている。日経平均株価も2万円を超えており、富裕層を中心に消費が上向くものと思われる。インバウンド客も増え続けており、消費には伸びづけられていないが、街の活気にはつながっている。今後はインバウンド客の消費拡大にもしっかりと対応していく必要がある。北朝鮮の問題が経済や消費に影を落とすが、余程の天候不順や災害がなければ一般的の消費は伸びるだろう。総選挙の影響は、政権交代が起こっても軽微と見ている。(高松市) 9月に入りても残暑が厳しく飲物類は好調でした。中旬は台風の接近により商売も休業が目立ちました。昨年ほどは野菜の高値も続かず、値下がりが早かつたこともあり、飲食店はホッとしています。外国人観光客が増えていることで昨年よりも少し売れているように感じます。10月下旬に松福町でスーパーがオープンの予定です。今後商店街周辺にどのような影響があるか不安です。(高松市) 仕入価格の値上がり分を販売価格に転嫁できない。(坂出市) 相変わらず消費は日常の必需品以外は需要が弱く、節約ムードが続いていると感じる。商店街の3箇所で、物件の解体工事が進んでいる。昔なら騒音で「商売にならない」というクレームが殺到していたが、今は商店主からの反応はない。店主も店が暇で、工事が進んで変わっていく様子を楽しみ、暇つぶしにしていると感じる。(丸亀市)
	サービス業	<ul style="list-style-type: none"> 売上が若干増加している。新規開拓を今後も増やしていく。(ディスプレイ) 9月の当社は、たまたま宴席等の関係より、数字的には良かったが、宿泊に関しては、全体的に低下気味であった。インバウンドの団体から個人客へのシフトが進みつつあり、こちらとしても、リピート率を上げるために、全力で努力していくないと、対応が遅れている可能性もある。今後も、海外の空港発着数を増加させるため、リピート率を上げ、再訪したい香川県になるよう、まだまだ全ての面で、官民一体となった早急な対応が必要と推察される。(旅館) 美容業界に主流となる「大きなブーム」が起きていない現在、訪問美容、まつ毛エクステ、メンズカット、ヘッドスパ等「小さなブーム」で、多様性の時代に対応しているサロンが多く見かけられるようになった。(美容)
	運輸業	<ul style="list-style-type: none"> 地方の景気回復の遅れ等により、長期的に運賃収入、輸送収入が減少しており、非常に厳しい経営状況が続いている。こうした中、高松駅等で訪日外国人のタクシー利用が、あまり多くはないことがあるとのことである。また、乗務員不足が深刻化とともに、高齢化が進んでおり、事業継続が懸念される状況にある。(タクシー) 平成29年8月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は、3.4%増となり、対前月比では、2.7%減となつた。また、8月分利用両数の対前年同月比は、2.5%増となつた。(トラック)

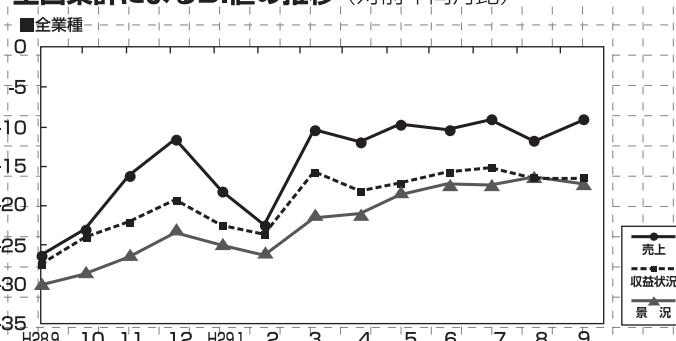
香川県内の業種別DI値の変化(対前年同月比)

	売上高	収益状況	業界の景況		売上高	収益状況	業界の景況
製造業	食品	☁️	☁️	非製造業	☁️	☁️	☁️
	織維・同製品	☁️	☁️	卸売業	☁️	☁️	☁️
	木材・木製品	☀️	☀️	小売業	☂️	☂️	☂️
	印刷	☀️	☀️	商店街	☂️	☂️	☂️
	窯業・土石製品	☀️	☀️	サービス業	☁️	☁️	☁️
	鉄鋼・金属製品	☁️	☂️	建設業	☂️	☂️	☂️
	一般機器	☀️	☂️	運輸業	☁️	☂️	☂️
	輸送用機器	☀️	☀️	その他	☀️	☀️	☀️
	その他	☀️	☀️				

※集計結果の詳細は、本会ホームページ上でご覧になれます。

<http://www.chuokai-kagawa.or.jp/>

全国集計によるDI値の推移(対前年同月比)



商工中金だより

グローバルニッチトップ支援貸付のご案内

貸出条件概要 10年期限一時返済・金利成功払い型

ご融資期間	原則10年
返済方法	期限一時返済
ご融資利率	成功払い(不成功の場合 0.6%、成功の場合 当金庫所定の利率)
利払い方法	1、3、6ヶ月毎のいずれか(前払)
ご融資限度額	5億円
期限前弁済	原則不可
資金用途	出資金、親子ローン、設備資金、研究開発費
海外事業計画	海外事業計画書の作成が必要です。ご提出いただいた海外事業計画書は、商工中金に設置しているグローバルニッチトップ企業認定委員会における認定が必要です。
適用金利条件	適用金利は、事業の成否に応じた「成功判定」に基づく、1年毎の変動金利とします。
決算書のご提出と金利改定について	<ul style="list-style-type: none"> ●成功判定(金利改定)のため、年一回決算書の提出をお願いいたします。 ●海外事業計画の期間中は、決算書に加えて「事業進歩報告書」もご提出いただきます。

なお、詳細につきましては、商工中金高松支店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
株式会社商工組合中央金庫 高松支店
 〒760-0052
 高松市瓦町1-3-8
 TEL.087-821-6145
 FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

●融資制度のご案内●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは各事業までお気軽にお問い合わせください。

○創業支援貸付利率特例制度の概要(国民)

融資対象者	新たに事業を始める方または事業を開始して税務申告2期末満の方
融資限度額	各融資制度に定める融資限度額
ご返済期間	各貸付制度に定めるご返済期間以内
利率(年)	各融資制度に定める利率-0.2% ただし、女性または35歳未満の方およびJターン等により地方で創業する方(注)は各融資制度に定める利率-0.3% (注)Jターン等により地方で創業する方とは、仙台市、東京23区、名古屋市、大阪市、福岡市(以下、都市と言います。)に居住または勤務している方で、都市以外で創業する方をいいます。ただし、東京23区に居住または勤務している方については、東京23区を除く都市で創業する場合も含まれます。

○新事業活動促進資金(経営強化関連)の概要(国民、中小)

融資対象者	中小企業等経営強化法第13条に基づき経営力向上計画の認定(変更認定を含む。)を受けた方
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	【国民生活事業】7,200万円(運転資金は4,800万円) 【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 20年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(2年以内)
利率(年)	基準利率 ただし、設備資金(土地に係る資金は除く)については、①国民生活事業は7,200万円まで、②中小企業事業は2億7,000万円まで、それぞれ基準利率-0.9%

○HACCP資金(食品産業品質管理高度化促進資金)の概要(農林)

融資対象者	食品の製造または加工の事業を行う中小企業者(協同組合等を含む)
資金使途	HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のために必要な設備資金 上記に併せて支出される、施設の円滑な立ち上げに必要な、システム開発費等の費用(特別の費用等) (指定認定機関の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画に基づく事業)
融資限度額	事業費の80%以内又は20億円のいずれか低い額
ご返済期間 (うち据置期間)	10年超15年以内(3年以内)
利率(年)	ご融資額 2億7,000万円以下 0.20~0.35% 2億7,000万円超 0.35~0.50% (H29.10.19現在) (※)資金使途により2億7,000万円超の金利が適用になるケースがあります。

〈支店窓口〉

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 (URL:<http://www.jfc.go.jp>)

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル 2・3階

国民生活事業(2階) Tel.087-851-0198 Fax.087-822-9274

中小企業事業(3階) Tel.087-851-9141 Fax.087-822-1423

農林水産事業(3階) Tel.087-851-2880 Fax.087-822-7350

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済



取引先の
倒産から会社を守る
制度です！

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- ① 掛け金の10倍の範囲内で
最高8,000万円
まで貸付け
- ② 貸付条件は
無担保・無保証人
- ③ 掛け金は税法上
**損金(法人)または
必要経費(個人事業)**に

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛け金額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛け金総額から控除されます。

掛け金額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

中小機構

www.smrj.go.jp/tkyosai TEL:050-5541-7171(共済相談室)

経営セーフティ共済

検索

ゆとりある老後に…

小規模企業共済

本制度は、小規模企業共済法に基づき、国がつくった「経営者の退職金制度」です。

制度の特長

- ① 全国133万人が加入
昭和40年に発足した実績ある制度で、現在は全国の経営者約133万人が加入しています。(H29.3末現在)
- ② 掛け金は全額所得控除
掛け金は、全額が「小規模企業共済等掛け金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- ③ 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または

会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、

事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

平成28年4月からの法改正でリニューアルしています。

例えば、毎月の掛け金を3万円とした課税対象所得400万円の方の場合は、年間約11万円の節税になります。

経営者のための
退職金制度です！

共済制度の運営機関

中小機構

小規模企業共済

検索

www.smrj.go.jp/skyosai

お申し込み・お問い合わせは…

香川県中小企業団体中央会

〒760-8562 高松市福岡町2丁目2番2-401号(香川県産業会館4F)
TEL 087-851-8311 FAX 087-822-4377

共済キャラクター
きょうこちゃん

Book RANKING

県内ベストセラー



順位	書名	著者	出版社／定価
1	生きていくあなたへ 10歳 どうしても遺したかった言葉	日野原重明	幻冬舎／1,080円
2	友情 平尾誠二と山中伸弥「最後の一年」	山中伸弥 平尾誠二・恵子	講談社／1,404円
3	孤独のすすめ 人生後半の生き方	五木寛之	中央公論新社／799円
4	陸王	池井戸潤	集英社／1,836円
5	おもしろい!進化のふしぎ 続ざんねんないきもの事典	今泉忠明 監修	高橋書店／972円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

(当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。)

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入(途中採用)や人材の送出(雇用調整による再就職支援など)をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職のお手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20(高松センタービル8階)

TEL.087-851-1011
FAX.087-851-1014

ご利用時間

9:00~17:00

(土・日・祝日は除く)

